

平成26年度 公立大学法人尾道市立大学
第2回定期理事会、経営審議会 議事要旨

1 日時 平成26年12月24日(水) 午後1時30分～午後2時35分

2 場所 尾道市立大学 E棟1階第120会議室

3 議事

- (1) 公立大学法人尾道市立大学役員報酬規程の改正について
- (2) 公立大学法人尾道市立大学教職員給与規程の改正について
- (3) 平成26年度第1次補正予算(案)について
- (4) 公立大学法人尾道市立大学定款の改正について(報告)
- (5) その他

4 審議結果等

- (1) (第1号議案) 公立大学法人尾道市立大学役員報酬規程の改正について

【説明内容】

公立大学法人尾道市立大学役員報酬規程の改正について、説明。

【主な質疑と応答、意見】

特になし。

【審議結果】

第1号議案は、原案通り承認された。

- (2) (第2号議案) 公立大学法人尾道市立大学教職員給与規程の改正について

【説明内容】

公立大学法人尾道市立大学教職員給与規程の改正について、説明。

【主な質疑と応答、意見】

特になし。

【審議結果】

第2号議案は、原案通り承認された。

- (3) (第3号議案) 平成26年度第1次補正予算(案)について

【説明内容】

平成26年度第1次補正予算(案)について、説明。

【主な質疑と応答、意見】

- 科学技術研究費の増額計上分は新規に獲得したものか？
○前年度までの継続分は含まれず、今年度新たに採択されたもののみを計上している
- 科学技術研究費（補助金）と（基金）の違いは？
○原則単年度のみ使用が可能なもの（補助金）と、複数年度にわたり柔軟な使用が可能なもの（基金）を区別している。
- 雑収入計上分の飲料の自動販売機設置手数料の詳細は？
○従前までは1本あたりで算出していたが、本年度より自動販売機の設置場所を基準とした形式に変更している。設置に関しては入札を経て業者の選定を行った。

【審議結果】

第3号議案は、原案通り承認された。

(4) (第4号議案) 公立大学法人尾道市立大学定款の改正について（報告）

【報告事項】

公立大学法人尾道市立大学定款の改正について、報告。

【主な質疑と応答、意見】

- 今回の建物の出資は所有権移転（市→大学）を伴うものか？
○所有権移転を伴うものである。校舎の整備が完了したので新たに建物の出資を受けることとなった。
- 土地はすでに出資を受けているのか？
○公立大学法人化時に市より出資を受けている。
- 出資された財産は大学が自由に運用できるのか？
○長期借入れなどは出来ないこととなっている。また、出資を受けたとはいえ、重要な財産についてはその運用を行うにあたって、市の許可を受けなければならないこととなっている。
- 今後校舎の修繕が必要となった場合、費用は大学が負担することとなるのか？
○法人化の時点で市より修繕費が交付されている。それ以上の経費が必要な場合は市との協議が必要となる。
- 建物は減価償却されるのか
○減価償却される。資本金は変わらないが、財産上は減価償却されるため、建物の価値は変動することとなる。

(5)その他

【主な質疑と応答、意見】

●平成 28 年度より経済情報学科の推薦入試について、特別推薦 A（尾道市内）の 1 校当たりの人数制限を撤廃したのはなぜか？

○従前より、推薦できる人数に高校単位での上限を設けることは世情に合致していないとの意見があり、学内で協議の結果、制限を撤廃することとした。今後、大学受験人口の減少が見込まれる中、入試制度については更なる検討の余地があると思われる。

●受け皿（入学者数）を増やすことも大事だが、大学の特色を生かすとともに、教育の質を高める工夫を行い、優秀な卒業生を輩出することについても重要視していくべきである。

●ホームページは最も有効な広報手段と思われるため、その充実が望まれる。

議事終了